

許可証等書換え交付申請書

事項	薬局、医薬品販売業等の許可証等の記載事項に変更を生じたとき
根拠法令	法律 第11条、第23条、第38条、第40条、第40条の7 施行令 第2条の3、第2条の8、第5条、第12条、第45条 施行規則 第4条、第10条の6、第21条、第28条、第142条、第149条、第155条、第178条、第196条の5 施行細則 第6条
提出部数	保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品販売業：2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所） 保健所設置市以外の店舗販売業、薬種商販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：1部（保健福祉事務所） 保健所設置市内の配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び再生医療等製品販売業：2部（1部薬事管理課、1部長野市保健所又は松本市保健所） 保健所設置市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：1部（長野市保健所又は松本市保健所） 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局：2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所）
添付書類	許可証等の原本
手数料	地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、再生医療等製品販売業並びに保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：2,100円（長野県収入証紙） 保健所設置市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：2,000円（現金）
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務等の種別欄には、薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業又は再生医療等製品販売業の別を記載すること。 2. 配置販売業にあっては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄には記載しないこと。 3. 変更届書を同時に提出すること。

許可証
 認定証
 登録証 書換え交付申請書
 基準適合証
 基準確認証

業務等の種別					
許可番号、認定番号、登録番号、 基準適合証番号又は基準確認証 番号及び年月日					
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は 事業所	名称				
	所在地				
変更内容	事項	変更前	変更後		
変更年月日					
備考					

許可証
 認定証
 上記により、登録証の書換え交付を申請します。
 基準適合証
 基準確認証

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
住 所 〒

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
氏 名

長野県知事
市長 殿